

客観的評価指標における費用便益比の扱いについて

第 5 回委員会指摘事項

現在新規事業採択の前提条件となっている費用便益比の扱いについて、今後は、便益が費用を上回っていることを確認しつつ、費用便益比を含めた事業に伴うさまざまな効果を幅広く反映し得る総合的な評価方式の導入を検討していく。

(委員の主な意見)

- ・事業採択は費用便益分析の結果のみにより決めるものではなく、「費用便益比 1.5 以上」を必須要件とする必要は無い。その他の効果も含め総合的に勘案して決めるべきものであり、どのように考えて決定したのか説明責任を果たすことが重要。
- ・事業採択にあたり効率性の観点が必要であり、費用便益比の値については 1 を超えるか否かは資源配分の観点から重要であるが、1.5 を基準値とすることについては学問的には意味は無い。

現行の評価

費用便益比 1.5 (前提条件)(旧)

+

道路整備に伴うその他の効果については、定性的に効果の有無を個別にチェック

今後の評価

事業に伴うさまざまな効果を総合的に評価

- ・便益が費用を上回っていること(前提条件)(新)
- ・事業に伴うさまざまな効果

総合評価方式の導入に向けて、本委員会で検討。

客観的評価指標(案) (抄)

データ上の制約がない限り、基本的に全ての項目について評価を実施するものとする。
 ただし、評価に必要な作業量が大きく、当該事業による効果は少ないことが予想される場合、
 評価実施主体が当該事業について評価対象外とすべきと判断した項目については、評価を
 実施しなくてもよいものとする。

網掛けの指標は定量的な記述により効果の確認を行うことを基本とする。

その他の指標は定性的に効果の有無を確認する。

本指標に基づき効果を総合的に評価する必要がある。その手法については今後策定する。

事業採択の前提条件を確認するための指標

		高速自動車国道	一般国道 (高規格B)	都市高速道路	一般国道 (二次改築)
前提条件	事業の効率性	費用便益比1.5 便益が費用を上回っていること			
	事業実施環境 (新規事業 採択時)	整備計画策定済	基本計画策定済	都市計画決定済	ルート確定済
		円滑な事業執行の環境が整っている			
	事業実施環境 (新規着工 準備採択時)		都市計画手続等、環境影響評価の 手続等の着手に必要な調査が完了し ている		都市計画手続等、環境影響評価の 手続等の着手に必要な調査が完了し ている